

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成○年○月○日からはB会社へ出向し、B会社のシステムエンジニアとして、C会社（以下「業務発注会社」という。）のシステム保守管理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、D病院に受診し、「うつ病、不安障害」と診断された。請求人によると、平成○年○月から同年○月にかけての長時間労働や同年○月の元上司からの厳しい叱責による心理的負荷により、動悸などの症状が生じたという。請求人は、通院治療をしていたが、平成○年○月頃から、複数名で行っていた業務を1人で行うこととなり長時間労働を強いられたことから、同年○月に症状が悪化したという。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害及びその悪化が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、E医師の意見書、請求人の申述等を踏まえ、請求人は、平成○年○月○日頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病」及び「F41.9 不安障害」(以下「うつ病」と「不安障害」を併せて「本件疾病」という。)を発病し、本件疾病が平成○年○月○日頃から悪化したものと判断している。当審査会としても、請求人の症状とその経過等に照らし、請求人は平成○年○月○日頃に本件疾病を発病し、平成○年○月○日頃から本件疾病が悪化したと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次

のとおりである。

(ア) 請求人は、本件疾病発病の原因となった業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①仕事内容・仕事量の大きな変化、②上司とのトラブル、③休日のない連続出勤を主張するので、以下検討する。

(イ) ①についてみると、請求人は、平成○年○月頃にシステム障害の管理を行う業務の担当となり、平成○年○月頃には、システムの年度切替作業があり、これらの業務を行ったことで業務量が増大し、また、トラブル防止のため精神的な負荷が増大した旨述べている。同出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとして検討するに、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張する仕事の内容の変化はいずれも業務量の増加を伴っており、審査官の認定した労働時間によれば、システム障害の管理を行うようになった直後の発病前4か月目から3か月目にかけて、時間外労働時間が20時間以上増加し、その後、おおむね1か月当たり45時間以上となったことが認められるところ、審査官の労働時間の認定は、入退室記録、請求人の主張及び会社関係者の申述を踏まえ行われており、おおむね妥当と認められることから、当審査会としては、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。なお、請求人は、労働時間について、モバイル当番の日の待機時間も全て労働時間に算入すべきであると主張するが、決定書理由に説示のとおり、自宅においてときどきメールをチェックするものであり、障害が発生して対応する場合でも、実際に作業に要した時間はせいぜい1時間30分程度であると認められることから、自宅での待機時間全てを労働時間とみることは適当ではなく、請求人の主張は採用できない。

(ウ) ②についてみると、請求人は、Fから叱責を受け続け、平成○年○月○日には、仕事に向いていない、社会人として失格などとFから口頭で厳しい叱責を受け、これに先立ち、同日、Gからもメールと口頭で叱責されるなどいじめを受けた旨述べている。同出来事は、業務の範囲内での叱責とみられることから、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみると、Fの請求人に対する言い方には多少厳しい部分はあるものの、決定書理由に説示の

とおり、Fは請求人の業務への取組みに対して指導、叱責をしているにすぎず、Gの指導も同様であって、これらに鑑みれば、当審査会としては、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

なお、Fは請求人の上司ではなく客である業務発注会社の人間であることから、念のため、同人からの叱責を認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当したとして検討しても、請求人はFからクレームを受けたものの、一件記録を精査すると、取引関係、業務内容・業務量に大きな変化はなかったとみられ、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(エ) ③についてみると、請求人は、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、2週間以上の連続勤務をしたと述べている。同出来事につき、認定基準別表1の具体的出来事「2週間（12日）以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて検討するも、決定書理由に説示のとおり、連続勤務が行われた期間は、いずれも、自宅作業日が含まれており、自宅作業日の作業時間は1時間30分を上回らないことや、自宅作業日を挟まずに12日間以上の連続勤務を行った期間は見当たらないことに鑑みれば、当審査会としては、請求人が連続勤務と主張する出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(オ) 労働時間についてみると、評価期間において、一件記録を精査するも、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。

(カ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人は平成〇年〇月〇日頃に本件疾病が悪化していることが認められるが、決定書理由に説示のとおり、本件疾病悪化の前に認定基準別表1の特別な出来事に該当する出来事は認められないから、同悪化について業務起因性は認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。